広報 7月 くりやま

平成17年
No.257

人口と世帯
7月1日現在
●人　口 2,060人
　男 1,028人
　女 1,032人
●世帯数　790戸

平家絵巻行列（花魁道中）

日光地区合併協議会

去る６月23日(木)藤原町総合文化会館において、第２６回日光地区合併協議会が開催されましたので、協議結果の概要をお知らせいたします。

《報告事項》

・【協定項目１１】特別職の身分の取扱いの具体的調整について

新市の市長、助役、収入役、教育長、議会議員及び非常勤特別職のうち行政委員会の委員の報酬は、現行今市市の報酬額と同額とする。

・【協定項目１３】事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について

本庁の部及び課並びに総合支所の課を、現行80課から12課減らし６８課とする第一次素案が示されました。

・【協定項目２５－７】消防防災関係事業の取扱いの具体的調整について

新市の防災会議については、「日光市防災会議条例」を整備し、合併の日に施行する。

・【協定項目２５－１８】保育事業の取扱いの具体的調整について

保育料の減免については、２人同時入所、３人同時入所、母子世帯及び在宅障害児(者）のいる世帯の階層別徴収基準が決定しました。

・【協定項目２５－２２】環境対策事業の取扱いの具体的調整について

現在５市町村で行っている環境教育・環境学習事業は、新市においても全て実施する。

環境汚染調査について、大谷川や鬼怒川など相当数の調査を行っている河川については、重複箇所の整理や県の調査データの利活用等により調査箇所・項目の整理を行い、農業用水及びゴルフ場については調査回数を年２回とし、鍍金工場からの排水の水質調査は１箇所に統合する。協定締結工場等の水質分析等は、従来の内容で継続実施する。

・【協定項目２５－２６】建設関係事業の取扱いの具体的調整について

開発行為について、事前協議の対象面積を都市計画区域内外に関わらず1,000㎡以上とし、合併時までに（新)日光市土地開発指導要綱を策定する。

・新市の市章小委員会報告について

新市の市章小委員会委員長から、選定方法は公募により行い、現在の５市町村の市町村章についても公募対象とし、関係市町村の職員は応募できないなど、第１回小委員会の協議経過が報告されました。

《協議事項》

・新市の市章の選定について

新市の市章の選定については、公募によるものとし、新市の市章の募集方法については、新「日光市」市章募集要領及び新「日光市」市章選定基準により実施することとなりました。

《その他》

・日光地区教育委員会合併懇談会要望書について

日光地区教育委員会合併懇願会長から、日光地区合併協議会長あてに提出された要望事項５項目について、協議会事務局から説明がありました。

新「日光市」の市章を募集します

今市市、足尾町、藤原町、栗山村及び日光市が、平成18年３月20日に新設合併して新「日光市」が誕生することに伴い、新「日光市」の将来像である「四季の彩りに　風薫る　ひかりの郷」にふさわしい市章を募集します。

募集期間は、平成17年７月11日から８月22日(当日必着）です。

応募方法などの詳しい内容は、下記に問い合せて下さい。日光地区合併協議会のホームページにも掲載されています。

問い合わせ先	住　　所	電 話 番 号
栗山村総務課企画担当	〒321−2712　栗山村大字日蔭575	TEL.0288−97−1113
日光地区合併協議会事務局	〒321−1272　今市市並木町3−4	TEL.0288−30−7007

六月定例村議会

平成十七年第三回定例村議会は、六月十四日に召集され、十六日までの会期で開催されました。

会期中に上程された案件は、平成十七年度一般会計補正予算など、議案六件・承認一件・報告一件で慎重に審議された結果、次のとおりでした。

■条　例

○平成17年度栗山村一般会計補正予算（第２号）
　内訳は下記表のとおり　（可決）
○平成17年度栗山村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
　内訳は下記表のとおり　（可決）
○栗山村ダム地域振興事務所設置条例の一部改正について　（可決）
○ 山村生活向上施設設置条例の一部改正について　（可決）
○ 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について　（可決）
○ 工事請負契約の締結について　（可決）

■承　　認

○専決処分の承認について
・平成16年度栗山村一般会計補正予算（第８号）　（承認）
・栗山村税条例の一部改正　（承認）

■報　　告

○平成16年度栗山村繰越明許費繰越計算書の報告について　（承認）

■一般会計補正予算

（単位：千円）

款　　名	補正前の額	補　正　額	予算総額
議　会　費	68,857	1,694	70,506
総　務　費	1,191,663	67,091	1,258,754
民　生　費	217,303	3,775	221,078
衛　生　費	406,735	8,046	414,781
農林水産費	222,976	5,000	227,976
商　工　費	951,396	10,683	962,079
教　育　費	958,855	9,805	968,660
歳出合計	5,306,728	106,049	5,412,777

自治宝くじで黒部地区公民館に備品を整備

黒部地区公民館に、冷蔵庫、倉庫など合わせて二十品目の備品が整備されました。

この備品は（財）自治総合センターがコミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図ることを目的として行っている一般コミュニティ助成事業の助成金で整備したものです。

テーブル

座布団

倉庫

本の読み聞かせボランティア つくしんぼ 活動を始めました！

この5月に栗山小学校ＰＴＡ学習部で募集を始めました、本の読み聞かせボランティアに多くの方々が参加をしてくださいました。ボランティアさん方との話し合いで、名前が「つくしんぼ」に決まりました。

さっそく、6月20日(月)から23日(木)までの4日間、栗山小学校の各教室で読み聞かせをしていただきました。

本や子ども達とのふれあいに興味のある方一緒に活動をしてみませんか？

栗山小学校ＰＴＡ　学習部

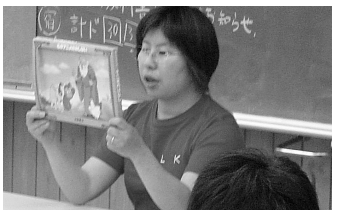

子ども達の感想

本を読んでくれてありがとうございました。かわいそうだったけど少し感動しました。

５年生より

あれっくすが　とびだしてきたところが　おもしろかったです。　ありがとう。

１年生より

栃木県及び栗山村交通事故件数

（人身事故）

平成17年1月1日～6月30日

栃木県		
人身事故／	7,437件	－182件（対前年比）
負傷者／	9,632人	－231人（対前年比）
死者数／	96人	＋ 9人（対前年比）
栗山村		
人身事故／	5件	＋ 2件（対前年比）
負傷者／	15人	＋12人（対前年比）
死者数／	0人	± 0人（対前年比）

お知らせ

納期限はお忘れなく！

村税等の納期限をお知らせします。

◎国民健康保険税　（2期）　納期限8月31日
◎介護保険料〔普徴〕（2期）　納期限8月31日
◎村県民税　（2期）　納期限8月31日

◇問い合わせ先　**税務課**　TEL.97－1132

8月のご案内

3～4日（水～木）茨城県児童交流（上下流交流事業）
7日（日）　栗山村消防団夏季点検

新生活運動特別基金寄付者

前回累計　2,756,787円

山越成枝様	（日向）	3万円
湯澤竹士様	（日向）	5万円
大類敏夫様	（日向）	2万円
三熊けい子様	（西川）	3万円
山越　薫様	（日向）	5万円

ありがとうございました。

今回累計　2,936,787円

8月の健康カレンダー

保健センター　TEL.97-1141

日（曜日）	種目・会場		時間
1（月）	介護家族健康相談	保健センター	10:00～12:00
3（水）	乳児検診	保健センター	13:00～14:00
	BCG予防接種	保健センター	13:00～14:30
4（木）	健康相談	湯西川地区公民館	10:00～12:00
	乳児検診	湯西川地区公民館	13:30～14:30
	BCG予防接種	湯西川地区公民館	13:30～15:00
8（月）	健康相談	日向地区公民館	10:00～12:00
15（月）	健康相談	保健センター	10:00～12:00
22（月）	健康相談	保健センター	10:00～12:00
29（月）	健康相談	保健センター	10:00～12:00

日光だいや川公園　8月の展示ホールの催物・講習会のご案内

行事名	開催月日	備考
模型作り教室	8月 7日（日）　10:00～12:00	定員30名・教材費 800円
日光だいや川公園小学生写生大会作品展	8月11日（木）～8月21日（日）	
日光だいや川公園写真・二人展	8月24日（水）～8月29日（月）	
フラワーアレンジメント（Ⅱ）	8月28日（日）　10:00～12:00	定員30名・教材費 2000円

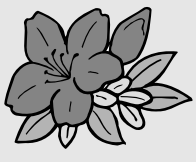

受講希望の方は、直接日光だいや川「緑の相談所」にお申し込み下さい。
TEL.23－0111、23－0208
担当　根本・八木

関東人権擁護委員連合会長表彰

室井兼博氏

さる、６月２日の平成17年度栃木県人権擁護委員連合会総会において、多年にわたり、人権擁護委員として地域住民の基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚に尽力された功績を認められ栗山村人権擁護委員の室井兼博氏が関東人権擁護委員連合会長から表彰されました。

８月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です。

電気を安全に使う⑤つのポイント

便利で安全な電気は、生活や産業になくてはならないエネルギーです。しかし、使い方をまちがえると、思わぬ事故につながることもあります。

特に、夏季には電気による事故が多く発生しているため、８月を経済産業省主唱の「電気使用安全月間」として、電気使用の安全運動が全国的に展開されています。

そこで（財）関東電気保安協会では、皆様に電気を正しく安全にお使いいただけるよう「5つのポイント」をお知らせしています。

①漏電遮断器を取り付けて電気事故を防ぎましょう。
②アース線はしっかり取り付けましょう。
③タコ足配線はやめましょう。
④プラグはときどき点検しましょう。
⑤取扱説明書にそった使い方をしましょう。

（財）関東電気保安協会　http://www.kdh.or.jp

栗山村国民健康保険からのお知らせ

１　高額療養費について

高額療養費は、自己負担限度額以上の保険負担が生じたときに、一旦医療機関に全額を支払いした後、栗山村国民健康保険から、その自己負担限度額以上を支給するものです。（支給は診療月の３ケ月後となります。）

自己負担限度額 （世帯状況により変わります）	高額療養費の支給

２　高額療養資金貸付の実施について

栗山村では国民健康被保険者に対して、医療を受けたときの負担額が高額で高額療養費支給の該当者に対して、高額療養資金の貸付を実施いたします。

自己負担限度額 （世帯状況により変わります）	高額療養費の支給額の90%を貸し付けします。

※貸付金の返還は、高額療養費の支給額で相殺します。

３　人間ドックの助成について

栗山村では、病気の早期発見・早期治療のため国民健康保険被保険者の20歳以上の被保険者に対して、人間ドックの一部補助を実施しています。

補助の割合：検診費の３分の２（30,000円を限度）

栗山村国民健康保険からのお願い

Ⅰもう一度　被保険者証をご確認ください。

①氏名が記載されている方が、現在社会保険に加入していませんか？
（高校や、大学など卒業されたお子さんなどが、就職し社会保険に加入し国保の喪失手続きを行っていないなど、社会保険と国保の２重取得している可能性があります。）

②被保険者証の60歳以上70歳未満の方で、過去に社会保険に20年以上または40歳以上で10年以上加入していましたか？（国民健康被保険者証は２種類あります。）

Ⅱ村内事業主の方へ

従業員の社会保険取得及び喪失時には、必ず社会保険取得・喪失証明書を発行し、国民健康保険の手続きを行うよう指導されていますか？（無保険であったり、社会保険と国民健康保険の２重取得を防止するためです。）

お問い合わせ　保健福祉課　保険担当　97−1115

特別障害給付制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付制度」が創設され、平成17年４月１日から施行されました。

１．支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

（１）昭和61年３月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者

（２）平成３年３月以前の学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある方が対象となります。
なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

２．ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年４月１日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。まずはなるべく早く受付を行ってください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。）

３．支給額（平成17年度）

障害基礎年金１級相当に該当する方：月額５万円（２級の1.25倍）

〃　２級相当に該当する方：月額４万円

※障害者手帳の等級とはことなります。

○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

○経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止となります。

－中学生までの交通遺児のために－

○『育成資金貸付制度』（無利子）の案内について

〔対象者〕

保護者が、自動車事故のため亡くなったり重度後遺障害者になったりした中学校卒業までのお子さん。

〔貸付金〕

・一時金　155,000円・月額　20,000円

・小中学校入学時支度金　44,000円

〔返還方法〕

割賦による無理のない20年以内の均等払い。なお、進学した場合在学期間中は返還猶予可能。

－自動車事故に遭われた方へ－

○『介護料支給のご案内』について

〔対象者〕

自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器損傷し、後遺障害の程度が次に該当（相当）する方が対象です。

・常時要介護の方⇒（障害の程度に応じて）月額58,570円～136,880円

・随時要介護の方⇒月額　29,290円～54,000円

※詳しくは、独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所へ
〒320－0065 宇都宮市駒生町1288－2ロイヤルコーポ1F
TEL.028－622－9001

のお知らせ

★日向・黒部・土呂部地区のみなさん★

「いきいき健康教室」を開催します！～腰痛・膝痛を予防しましょう～

今年度は腰痛・膝痛予防についての講話や健康体操の紹介を行います。また、６月23日（木）に実施の基本健康診査及びがん検診の結果説明会、血圧測定、健康相談も併せて行ないます。ぜひご参加ください。

開　催　日	場　　所	時　　間
８月８日（月）	日向地区公民館	午後７：00～
８月９日（火）	黒部自治公民館	
８月10日（水）	土呂部地区公民館	

※人数が集まり次第開始します。終了時間は進行状況により異なります。
※健康体操を体験していただきますので、動きやすい服装でお越しください。
※健康手帳をお持ちの方は、血圧測定の結果等を記入しますので持参してください。
※都合により対象地区の開催日に来られない方は、他の地区の開催日にお越しいただいても結構です。また、保健センターでも随時、健診結果の説明をいたします。その際には、**事前にご連絡ください。**

お問合せ先：栗山村保健センター　TEL.97－1141

ＨＩＶの検査が早くできるようになりました

ＨＩＶ感染は、今世界中に広がり続けています。そして、日本でもついにＨＩＶ感染者が１万人を突破しました。ＨＩＶ感染の増加は、その背景に若年者の無防備な性行為を要因とする性器クラミジア等、性感染症の急激な増加が影響しているといわれています。またこの広がりが止められない大きな原因は、無理解と無関心です。

県西健康福祉センターでは、ＨＩＶ等性感染症に関する普及啓発活動及び相談・検査（ＨＩＶ抗体検査・梅毒抗体検査・性器クラミジア抗体検査）を実施しています。

ＨＩＶ迅速抗体検査は、**採血後約45分で結果がわかります。**お気軽に相談下さい。

検査受付日時：毎週水曜日午前９時から10時まで（予約不要）※祝祭日を除く
検査会場：県西健康福祉センター　２階
検査結果：プライバシー保護のため、結果は本人に直接通知します。
ＨＩＶ迅速抗体検査および梅毒検査は採血後約45分、性器クラミジア検査は次週の木曜日です。
そ の 他 ：検査料金は原則無料、匿名でも可能です。
注 意 点 ：ＨＩＶ抗体検査は感染の危険の機会があってから、８週以上、性器クラミジア感染症・梅毒検査は、４週間以上経過していることが必要です。
問合わせ先：県西健康福祉センター　健康対策課　感染症予防担当
TEL.0289－64－3125　FAX.0289－64－3919

保健センターから

絵本の読み聞かせボランティア募集します！

栗山村保健センターでは、下記日程表の乳幼児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診の際に、絵本の読み聞かせを行なってくれる方を募集しています。かわいいお子さんたちに絵本を読み聞かせしてみませんか？ぜひ参加してみたいという方は、保健センターに連絡をして下さい。皆様の温かいご参加、お待ちしております！

【乳幼児健診日程表】

	月　日	時　間	場　所	対象年齢
栗山地区	8月　3日	午後１～２時	栗山村保健センター	１歳未満
	9月　１６日	午後１時半～２時半		１歳６か月児、３歳児
	１０月　5日	午後１～２時		１歳未満
	１２月　7日	〃		〃
	1月　２０日	午後１時半～２時半		１歳６か月児、３歳児
	１２月　7日	午後１～２時		１歳未満
湯西川地区	8月　4日	午後１時半～２時半	湯西川地区公民館	１歳未満
	１０月　6日	〃		〃
	１２月　8日	〃		〃
	2月　9日	〃		〃

★実際に絵本を読んでいただくのは、健診の間のわずかな時間です。
★毎回参加できなくても大丈夫です。ご都合の良い日だけでも結構です。
★ご不明な点がありましたら、お気軽に保健センターへ連絡して下さい。

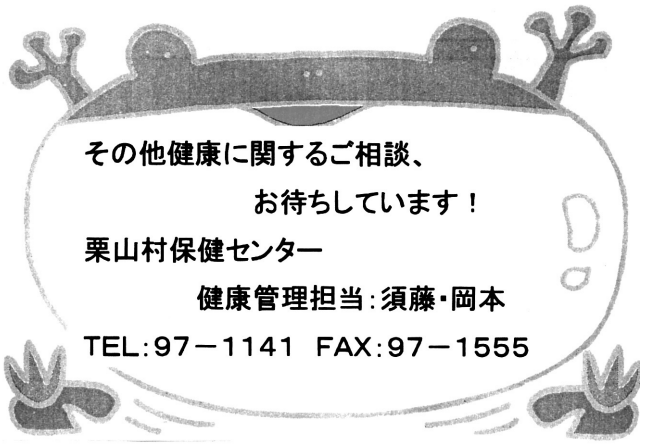

その他健康に関するご相談、
お待ちしています！
栗山村保健センター
健康管理担当：須藤・岡本
TEL：97－1141　FAX：97－1555

ご案内

平成17年度 体験学習のご案内

盲学校では、目の不自由なお子さんと保護者の方に対し「体験学習」を実施しております。学校見学や授業体験をしていただくことで、学校の様子をより詳しく知ることができます。

	期　日	対象者	内容
第1回	5月20日(金) 9:45～12:30	乳幼児 小・中学校 高校生	(保) 学校紹介・授業参観・個別相談 (子) 保育及び授業体験
第2回	9月13日(火) 9:45～12:30	乳幼児	(保) 体験発表（在校生保護者）・交流会・個別相談 (子) 保育及び授業体験
第3回	11月3日(木) 9:30～14:00	☆学校祭自由参観のため、どなたでもご参加いただけます。	
第4回	11月30日(水) 9:45～12:30	小・中学生 高校生・成人の方	授業参観及び授業体験 (小学部・中学部・高等部)
第5回	2月3日(金) 9:45～12:30	本校入学予定児	(保) 保育及び授業参観・給食会 (子) 保育及び授業参観・給食会

＊この体験学習は本校についてご理解いただくことを目的とし盲学校入学を前提とするものではありません。

問合せ先　〒321－0342　宇都宮市福岡町1297　栃木県立盲学校教育相談担当　香山・高橋
TEL028－652－2331　FAX028－652－4602

刑務官募集

1 受験資格　昭和51年4月2日～昭和63年4月1日生まれの男子及び女子

2 職務内容　刑務所・少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し日常生活の指導・職業訓練指導・集会やクラブ活動の指導・悩み事に対する助言指導を行うと共に、施設の保安警備の任に当たります。

3 受付期間　7月19日(火)～8月2日(火)

4 試験日　第1次試験　9月18日(日)
第2次試験　10月14日(金)・10月15日(土)

5 申込用紙請求　直接、黒羽刑務所庶務課窓口で請求するか、又は、封筒の表に赤字で「刑務請求」と書き、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封して請求する。

6 請求先　〒324－0293　栃木県那須郡黒羽町大字寒井1466－2
黒羽刑務所　庶務課人事係　あて
TEL.0287－54－1191

旅券(パスポート)を申請される方へ

旅券（パスポート）の交付を受ける場合、栃木県旅券センターや県内9ヶ所の旅券窓口で申請書用紙の交付を受け、住民票などの関係書類を添えて申請していましたが、栃木県旅券センターでは、遠方からの申請者の便宜を図るため、市町村の窓口でも申請書の交付を受けられることになりました。

つきましては、今後旅券の申請をされる方は、栗山村役場住民生活課又は湯西川出張所の窓口で申請書用紙を受け取ることができますのでご利用下さい。（但し、申請書の受付・旅券の発行は従来どおりとなります。）

お問い合わせ先　栃木県旅券センター
TEL.028－638－3811

平成17年度 自衛官等募集案内

募集種目	資　格	受付期間	試験期日
防衛大学校学生	高卒（見込）21歳未満者	9月9日～9月30日	1次11月12日・13日 2次12月13日～16日
防衛医科大学校学生	高卒（見込）21歳未満者	9月9日～9月30日	1次11月　5日・6日 2次12月　7日～9日
看護学生（男　女）	高卒（見込）24歳未満者	9月9日～9月30日	1次10月16日 2次11月18日・19日
航空学生	高卒（見込）21歳未満者	8月1日～9月8日 ＊1	1次　9月23日 2次10月15日～20日 3次（空）11月13日～12月9日
一般曹候補学生	18歳以上～24歳未満者	8月1日～9月8日 ＊1	1次　9月17日 2次10月　8日～14日
曹候補士	18歳以上～27歳未満者	8月1日～9月8日 ＊1	1次　9月17日 2次10月　8日～14日
2等陸海空士　男子	18歳以上～27歳未満者	年間を通じて行っています　＊1	受付時にお知らせします。＊2
2等陸海空士　女子		8月1日～9月8日	9月25日・26日
自衛隊生徒	中卒見込男子17歳未満者	17年11月1日～18年1月10日　＊1	1次18年1月14日 2次18年1月27日～30日

（注）1　※1：平成18年3月中学校・高等学校卒業予定者及び中等教育学校前期課程修了予定者、卒業予定者の受付については、上表にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施します。
2　※2：平成18年3月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、原則として平成17年9月16日以降に行います。
3　応募資格年齢の起算日は、募集種目ごと異なっています。細部の内容等については、それぞれの募集要項で確認してください。

お問い合わせ先　　自衛隊宇都宮募集事務所　TEL.028−638−1922～1923

高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されました（抜粋）

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定雇用の確保

①定年の（65歳未満）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入または定年の定めの廃止のいずれかの措置（高年齢雇用確保措置）を講じなければなりません。

②高年齢雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、
平成25年度までに段階的に引上げます。

平成18年4月～平成19年3月：62歳
平成19年4月～平成22年3月：63歳
平成22年4月～平成25年3月：64歳
平成25年4月～　　：65歳

(2) 求職活動支援書の作成・交付

事業主都合の解雇等により離職する高年齢者等が希望するときは、事業主が、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならないこととなりました。

(3) 募集及び採用についての理由の提示

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢（65歳未満のものに限る）を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

お問い合わせ先　ハローワーク今市　高年齢者職業紹介担当　高橋　TEL.0288−22−0353

色鮮やかに

平家大祭

６月５日から７日の３日間、湯西川温泉で平家大祭が開催されました。

６日の「平家絵巻行列」では170余名が勇ましい武者などに扮し、湯殿山神社から平家の里までを行列しました。７日には「九十九姫」の行列が行われ、応募された方々が鮮やかな衣装を身にまとって登場すると、一斉にカメラのシャッターが切られ、県内外から訪れた方々の目を楽しませてくれました。

平家絵巻行列

勇壮に華麗に

九十九姫

灯籠流

編集発行：栃木県塩谷郡栗山村大字日蔭575番地　栗山村役場・総務課企画担当　☎0288(97)1113